

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 平成31年度事業計画

I 緑のトラスト運動の普及を図り、運動への参加を促進する事業

ボランティアスタッフの協力を得て、緑のトラスト運動や緑のトラスト保全地への県民の理解、関心を高め、運動への参加を促進するため、次の事業を実施する。

1 自然に親しむ会

緑のトラスト保全地を会場に、自然観察、シイタケのコマ打ち・竹の伐採体験などを行い、広く県民に保全地の自然を体験していただく自然に親しむ会を公募にて開催する。

平成31年度		平成30年度	
4月	自然観察とタケノコ掘り (1号地)	4月	自然観察とタケノコ掘り (1号地)
4月	自然観察とタケノコ掘り (13号地)	4月	自然観察とタケノコ掘り (13号地)
4月	スラックラインを楽しむ (4号地)	7月	虫ムシ探検隊 (4号地)
8月	とんぼ観察会 (11号地)	8月	とんぼ観察会 (11号地)
9月	自然観察会 (14号地)	9月	自然観察会 (14号地)
10月	自然観察会とクラフト工作 (5号地)	10月	自然観察会とクラフト工作 (5号地)
10月	自然観察会 (2号地)	10月	自然観察会 (2号地)
11月	野鳥観察会 (7号地)	11月	野鳥観察会 (7号地)
12月	竹の伐採体験 (1号地)	12月	竹の伐採体験 (1号地)
12月	ミニ門松づくり (8号地)	12月	ミニ門松づくり (8号地)
1月	野鳥観察会 (11号地)	1月	野鳥観察会 (11号地)
2月	狭山湖の冬鳥観察会 (2号地)	2月	狭山湖の冬鳥観察会 (2号地)
3月	保全地散策とシイタケのコマ打ち (3号地)	3月	保全地散策とシイタケのコマ打ち (3号地)

2 広報紙及び他団体主催イベントにおける普及広報

(1) 市町等主催のイベントによる広報

ボランティアスタッフの協力を得て、市町等の実施するイベントに参加し、自然素材を使ったクラフト工作や野鳥・野草等に関する知識を普及すること等を通じて緑のトラスト運動やトラスト協会の活動内容等に関する広報を行う。

(2) 広報誌及びホームページ等による広報

広報誌「グリーンアルファ」を年4回発行し、協会会員、県・市町村、緑のトラスト基金等への大口寄附者、関係団体等に配布するほか、イベント等において広く県民に配布する。(配布部数 各号4,000部)

また、協会ホームページにおいて、緑のトラスト運動や保全地の紹介を通してトラスト協会の活動内容等に関する広報を行う。

3 さいたま緑のトラスト写真・動画コンクールの実施

県と共催で、緑のトラスト保全地の自然環境、自然とのふれあい、保全管理活動等をテーマとした写真・動画を広く県民から募集し審査の上、優秀作品を展示する。

- <予定> 募集期間：平成31年8月～12月
 募集部門：トラスト保全地の部、身近な緑の部
 表彰式：平成32年2月
 作品展示：平成32年2月～
 展示場所：大宮第2公園ギャラリー等（この他展示貸し出しも実施）

<最近の応募点数>

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
456点	468点	353点 (内動画3点)	577点 (内動画7点)

4 緑のトラスト運動の地域展開

トラスト保全地のある自治体イベントに、各保全地ボランティアスタッフが参加し、地元住民に緑のトラスト運動や協会の活動をPRし、緑のトラスト運動の拡大を図る。

同時に、地元住民と保全地ボランティアスタッフの交流を図り、各保全地事業の充実につなげていく。

平成31年度	平成30年度
5月 黒浜沼の集い (蓮田市・11号地)	5月 黒浜沼の集い (蓮田市・11号地)
6月 いるま環境フェア (入間市・6号地)	6月 いるま環境フェア (入間市・6号地)
8月 森の散策と木工クラフトづくり (狭山市・9号地)	10月 キャンプ場まつり (北本市・8号地)
8月 竹・木工クラフトづくり (北本市・8号地)	10月 緑区区民まつり (さいたま市・1号地)
10月 緑区区民まつり (さいたま市・1号地)	11月 嵐山まつり (嵐山町・3号地)
11月 嵐山まつり (嵐山町・3号地)	12月 Xmas リース (北本市学習センター・8号地)
12月 Xmas リース (北本市学習センター・8号地)	12月 ミニ門松づくり (北本市学習センター・8号地)
12月 ミニ門松づくり (北本市学習センター・8号地)	2月 シイタケのコマ打ち体験会 (北本市・8号地)
12月 ミニ門松づくり (伊奈町総合センター・13号地)	3月 シイタケのコマ打ち体験会 (狭山市・9号地)
2月 シイタケのコマ打ち体験会 (北本市・8号地)	
3月 シイタケのコマ打ち体験会 (狭山市・9号地)	

II 緑のトラスト運動に係る土地等の保全管理事業

1 緑のトラスト保全地管理事業

トラスト保全地を、優れた自然の保全された場所として後世に引き継ぐとともに、広く県民に自然とふれあう場として利用されるようにするため、各保全地のボランティアスタッフの協力を得て保全地を適正に管理する。

(1) 巡視・美化活動

各保全地において、定期的な巡視による保全地内の状況把握とゴミの収集等の美化活動を行う。

(2) 樹林地等の管理

各保全地において、植生に配慮し健全な森林環境を形成していくための下草刈り、倒木除去、除伐・間伐、除草等の保全管理を行う。

(3) 施設の維持管理・補修

歩道、境界柵、東屋、ベンチ、案内板等の施設の維持管理及び簡易な補修を行う。

※ 各号地の保全活動日とボランティアスタッフ登録者数

(単位：人)

	名 称	保全活動日	号地登録者数
1号地	見沼田圃周辺斜面林	毎月第1・第3土曜日	89
2号地	狭山丘陵・雑魚入樹林地	毎月第1・第3土曜日	36
3号地	武蔵嵐山溪谷周辺樹林地	毎月第1日曜日・第4土曜日 毎週火曜日	41
4号地	飯能河原周辺河岸緑地	毎月第1土曜日・第3日曜日	23
5号地	山崎山の雑木林	毎月第2土曜日・第3日曜日	42
6号地	加治丘陵・唐沢流域樹林地	毎月第1・第3土曜日	27
7号地	小川原家屋敷林	毎月第1・第3土曜日	49
8号地	高尾宮岡の景観地	毎月第1土曜日・第3日曜日	51
9号地	堀兼・上赤坂の森	毎月第2日曜日・第4金曜日	49
10号地	浮野の里	毎月第1土曜日及び 中下旬の土曜日または日曜日 (日程はその都度決定)	24
11号地	黒浜沼	毎月第1日曜日・第3土曜日	73
12号地	原市の森	毎月第2・第4土曜日	77
13号地	無線山・KDDIの森	毎月第1火曜日・第3日曜日	45
14号地	藤久保の平地林	毎月第1火曜日・第3日曜日	34
0号地	(企画運営を行う組織)	毎月第1・第3水曜日	42
所属未定			2
		総 計	704

※「号地登録者数」は、複数の号地登録者を含む延べ人数。

2 ボランティアスタッフの研修、ボランティアの募集・育成事業

(1) ボランティアスタッフの研修事業

保全地の保全管理に関する知識と技能を高め、ボランティアスタッフが地域の緑の保全活動の中核として活動できるよう、講演会や植生調査プログラム、実技習得等の研修を実施する。

また、ボランティアスタッフの活動意欲向上のため、先進地等の視察研修を実施する。

(2) さいたま緑のトラスト運動指導員の募集・育成

保全地の保全管理をはじめ、緑のトラスト運動を支えるボランティアスタッフの増員を図るため、緑のトラスト運動指導員養成研修を実施する。

○ 研修期間 平成31年9月～11月 計6日間を予定

○ 募集人員 30人

○ 修了者は自然体験活動指導者（※：NEALリーダー）としての登録資格を得られる。

※全国体験活動指導者認定委員会が認定する自然体験活動指導者

(3) 保全活動技能取得研修

保全地の保全管理業務に機械を使用するボランティアスタッフを対象に安全管理のための専門技能研修を実施する。

○ 労働安全衛生法に定める講習（チェーンソー業務従事者）
講習場所：コマツ教習所埼玉センター等

○ 刈払い機取扱者の講習
トラスト地を活用し実施（1か所）

3 ボランティアスタッフ会議の開催

ボランティアスタッフ間の活動に関する情報交換や連携を図るため、各保全地の代表によるボランティアスタッフ連絡会議及びボランティアスタッフによる全体会議を開催する。

<ボランティアスタッフ登録者数>

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込)
545人	584人	611人	619人	630人

Ⅲ さいたま緑のトラスト基金への募金を促進する事業

さいたま緑のトラスト基金への寄附協力を募るとともに、募金を通しての緑のトラスト運動の普及啓発を図るため、次の事業を実施する。

1 募金箱による募金

県・市町村等の窓口への募金箱の設置、ポスター・パンフレット等の作成・配布により、広く県民に基金への寄附を呼び掛ける。

また、ボランティアスタッフの協力を得て、各種イベント等での募金活動を行う。

2 学校を通じた募金（緑のトラスト募金）

誰もが気軽に参加しやすい募金として、チラシ、ポスター等を作成・配布し、広く児童・生徒、職場等に募金の依頼を行う。

〈実施期間〉平成31年7月～12月（予定）

〈対象〉県内の小・中・高等学校等の児童・生徒・教職員、
県内の公共団体等の職員等

3 企業募金

各種企業や業界団体等に対し、寄附の依頼を行う。

〈実施期間〉平成31年11月～3月（予定）

〈対象〉県内の企業等

Ⅳ 管理運営事業

1 理事会の開催

年2回開催するほか、必要に応じて開催する。

2 評議員会の開催

定時評議員会を5月に開催するほか、必要に応じて開催する。